

横浜市資事指令第5005号  
令和5年4月11日

許可番号 第05620001425号

## 産業廃棄物処分業許可証



住 所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町1120番地1

氏 名 木村管工 株式会社  
代表取締役 木村 雅生 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横 浜 市 長 山 中 竹 春

許 可 の 年 月 日

平成30年4月1日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和7年3月31日



### 1. 事業の範囲

#### 中間処理

- （1）破砕：廃プラスチック類、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以上4種類
- （2）圧縮：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず 以上4種類
- （3）選別：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類
- （4）分級・造粒固化：木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上4種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

### 2. 事業の用に供するすべての施設

#### 事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市瀬谷区北町20-20

#### 処理施設の概要

- （1）破砕1施設 1基（78t/日）  
設置年月日：平成4年11月27日 許可年月日：平成13年2月1日  
許可番号：810038  
産業廃棄物の種類：木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上3種類
- （2）圧縮1施設 1基（8.32t/日）  
設置年月日：平成13年5月23日  
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず 以上4種類
- （3）破砕2施設 1基（4.98t/日）  
設置年月日：平成16年2月3日  
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類
- （4）選別施設 1基（160t/日）  
設置年月日：平成29年1月12日  
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜を被告として訴訟を提起することもできます。

コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市瀬谷区上瀬谷町46-1

処理施設の概要

(1) 圧縮2施設 1基 (10.4 t/日)

設置年月日：平成16年2月3日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市瀬谷区目黒町9-7外1筆

処理施設の概要

(1) 分級・造粒固化施設 1基 (210 t/日)

設置年月日：平成21年10月1日

産業廃棄物の種類：木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上4種類

(2) 破碎3施設 1基 (31.2 t/日)

設置年月日：平成25年2月28日 許可年月日：平成25年1月28日

許可番号：10336

産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類

### 3. 許可の条件

(1) 瀬谷区北町20-20における中間処理に伴う産業廃棄物の最大保管量は490.89m<sup>3</sup>以内とし、屋外で容器を用いずに産業廃棄物を積み上げることのできる高さは4m以内とする。

(2) 廃プラスチック（破碎2施設）の中間処理は瀬谷区北町20-20の屋内で行い、稼働時間は18:00～21:00の間に限る。

(3) 瀬谷区上瀬谷町46-1における中間処理に伴う産業廃棄物の最大保管量は14.60m<sup>3</sup>以内とし、保管及び作業は建屋内で行うこと。

(4) 瀬谷区目黒町9-7外1筆における中間処理に伴う産業廃棄物の最大保管量は1,959.08m<sup>3</sup>以内とし、屋外で容器を用いずに産業廃棄物を積み上げることのできる高さは5m以内とする。

(5) 分級・造粒固化処理に伴う再生資材については、「土壤汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環告第46号（以降改正されている部分を含む））で定める基準に適合したものであること。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成元年1月23日 新規許可

平成30年4月1日 更新許可

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無